

回 答

団体名 (旧優性保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム(ODF)、おおさか旧優性保護法を問うネットワーク)

(要望項目)

1 旧優生保護法被害等についての広報・調査・周知・相談支援について

(広報)

- ① 大阪府広報紙への掲載に留まらず、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージ等、多様なツールを用いて広報を行ってください。

医療機関、障害者施設、児童施設、高齢者施設への周知を継続してください。とりわけ、被害者の年齢を踏まえ、高齢者施設、療養型医療施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ周知を強化してください。

(回答)

- 旧優生保護法一時金支給法につきまして、府では、これまで府政だよりやホームページでの周知のほか、市町村や医療・福祉・人権等の関係機関へのポスターやリーフレットの配布、府公式Xでの投稿などを行ってきたところです。
- 昨年度は、高齢者施設や関係機関などにリーフレットやポスターの配布を行うとともに、メディア（新聞・テレビ CM）を用いた広報を行いました。特に、テレビCMの放送後は相談件数が増えたり、新聞をご覧になられて申請に至ったりした事例もあったことから、メディアを用いた広報の効果は一定あったと考えているところです。補償金等支給法につきましても、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （旧優性保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム（ODF）、おおさか旧優性保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

1 旧優生保護法被害等についての広報・調査・周知・相談支援について
（調査）

- ① 大阪府、市町村、保健所、各福祉施設、病院において、関係書類等の保全を図るために、書庫・カルテ保管庫等を含め詳細に点検し、関係書類の有無を再確認してください（収集でなく、各機関での確認）。
- ② 一時金支給法にかかる申請において被害者が関係した医療機関、施設、国の「個人記録の保有状況調査」において、「個人記録がある可能性がある」と回答している、大阪府の4福祉施設、大阪市の4医療機関、枚方市の1福祉施設と1医療機関については特に慎重に確認してください。

（回答）

- 「補償金等支給法」上、府は広報周知・相談・請求受付事務を所管しており、請求に関する調査が認められています。
- なお、支給手続等の周知の一環として、医療機関、高齢者施設、障がい者施設を対象に、資料の保全依頼と資料の有無についての調査を行っており、資料があると回答した施設においては個別に状況を伺う予定です。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (旧優性保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム(ODF)、おおさか旧優性保護法を問うネットワーク)

(要望項目)

1 旧優性保護法被害等についての広報・調査・周知・相談支援について

(周知・申請の支援)

- ③ 調査、周知の結果、被害者の連絡先が判明した場合には、被害者が入所している施設等関係機関に対して、申請に係る情報提供を被害者に行うなど適切に申請の支援を行うように依頼してください。
- ④ 判明した被害者に個別通知ができるように他県の実施事例を調査し、検討してください。

(回答)

- 府では、対象者の方が入所している可能性のある障がい者支援施設、高齢者入所施設等関係機関に対し、ポスターやリーフレットを送付し、請求に関する支援へのご協力を依頼してきたところです。
- 依頼の際には、優生手術等を受けた可能性のある方等への本府担当窓口の紹介はもとより、入居時の面接や支援台帳などで優生手術等を受けたと思われる方が利用されている場合、ご本人やご家族へ補償金等制度をご案内いただくお願いをするなど、支給対象となりうる方やご家族に情報が届くよう、積極的な広報周知に取り組んでおります。
- 今年度も、引き続き、一人でも多くの対象者の方やそのご家族に伝わるよう、積極的な広報周知に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (旧優性保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム(ODF)、おおさか旧優性保護法を問うネットワーク)

(要望項目)

1 旧優生保護法被害等についての広報・調査・周知・相談支援について

(相談支援)

- ② 聴覚障害者にとって安心して相談が受けられる窓口の周知に努めてください。また、聴覚障害者からの相談受付について、確実に手話対応可能な相談へつなぐように各市町村担当職員へ周知徹底願ってください。

(回答)

- 府では、電話以外に、FAX・メールによる相談窓口を開設しているほか、事前にご連絡をいただければ、来庁での相談時に、手話通訳者を手配しており、このことについて、知事記者会見や報道提供にもその旨を周知しております。
- また、公益社団法人大阪聴力障害者協会より御助言いただき、ホームページに手話動画による相談窓口の案内を掲載しております。一時金制度時と同様に、手話で内容をご確認いただけることをわかりやすくお伝えできるよう、サムネイル画像を掲載しております。
- 今後も、聴覚障がいのある方が、安心して相談していただけるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (旧優性保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム(ODF)、おおさか旧優性保護法を問うネットワーク)

(要望項目)

2 検証、再発防止の取り組み

- ① 国の検証の取り組みへの全面的な協力を行うとともに、大阪府での被害実態について、第三者から構成される機関により検証し課題を総括してください。

(回答)

- これまで「一時金支給法」に基づき、国会の両議院調査室により、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法の制定・改正の経緯、社会的背景、優生手術の実施状況等に関して調査が行われ、府としてこの調査に真摯に対応してきたところで
- 令和7年1月に施行された「補償金等支給法」においては、調査、検証等は国が実施することとして規定されており、国において行われる調査等に対しましても、これまでと同様に府として真摯に対応いたします。

(回答部局課名)

健康医療部保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （旧優生保護法被害大阪弁護団、大阪障害フォーラム（ODF）、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

- 3 優生思想を乗り越え差別を根絶する取り組み
- ③ 優生保護法問題について、学習会を実施するなど広く府民啓発を行ってください。

（回答）

- 旧優生保護法補償金等支給法につきましては、府内市町村及び各関係団体へのリーフレットやポスターの配布、公共交通機関でのポスター掲出の他、新聞やテレビCMなどメディアを活用した周知も行うこととしています。
- 引き続き、庁内他部局と連携して、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、さらに積極的な広報周知に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。